

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品・燃料費等高騰支援事業	<p>①物価高騰及びエネルギー価格高騰が住民生活を圧迫している中、地域住民の応援及び消費喚起に係る町内事業者支援を図るため、食料品等の購入に利用できる商品券である「長和の里地域いきいき券」を配布する。</p> <p>②負担金補助及び交付金 地域商品券の実施主体である長和町商工会へ負担金(共同事業)として支出</p> <p>③積算根拠 ■人口:5,434人(R8.1月1日基準) *配布金額 1人13,000円×5,434人=70,642千円 *郵送料1,593千円、印刷代526千円、消耗品500千円、振込手数料10千円、事務経費1,690千円 事務費計4,319千円 ◎合計:74,961千円</p> <p>④事業の対象(交付対象者・対象施設等) 長和町民、地域いきいき券取扱事業者約150事業者</p>	R8.1	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	ごみ袋配布支援事業	<p>①当町では、ごみの排出について、住民が有料のごみ袋をごみ袋販売事業所から購入することにより実施している。 当該ごみ袋を、全世帯に配布する「ごみ袋引換券」を本事業の実施にあたり作成し、ごみ袋販売事業所で無料で入手することができるようにする。これにより、ごみ袋購入に係る住民の経済的負担を軽減し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援を行う。</p> <p>②可燃ごみ袋・不燃ごみ袋の配布に要する費用 ③・可燃ごみ袋 @458円×5,276本+税=2,658,048円(1世帯当たり2本) ・不燃ごみ袋 @411円×5,276本+税=2,385,279円(1世帯当たり2本) 合計:5,043,327円 ・事務費 封筒、引換券・通知印刷、郵送料:455,296円 ・事業所協力費 300円×2,638世帯=791,400円 ◎合計:6,290,023円 ◎C欄「その他」の「611千円」は一般財源</p> <p>④町内に住所を有する世帯:2,638世帯(R7.5.1現在)</p>	R7.8	R7.12
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応水田農業機械整備支援事業	<p>①物価高騰に伴い農業機械の値上げが続いており、機械導入の見送りや買い控えにより、特に水稲栽培における農作業の効率化や更なる農地の集積化に影響が生じている。農業者に対して農業機械等の導入に係る経費の一部を支援することで、営農への影響を最小限に留め、持続可能な農業経営と地域の生産性の維持・向上を図る。</p> <p>②補助金(機械導入経費の税抜き価格の3/10以内若しくは1,000万円以上は上限300万円とし、昨年比で大手メーカー小売希望価格が上昇していることから、予算の範囲内で上昇分を臨時交付金充当とし、残額は一般財源にて支援する。)</p> <p>③対象者:4者 ◎a:総事業費 b:補助額 c:交付金充当額 d:一般財源 ◎交付金充当額→a×14%(物価上昇率) *農業者A a:9,385,400円 b:2,815,620円 c:1,313,956円 d:1,501,664円 *農業者B a:18,592,127円 b:3,000,000円 c:2,800,182円 d:399,818円 *農業者C a:14,800,000円 b:3,000,000円 c:2,072,000円 d:928,000円 *農業者D a:8,963,636円 b:2,689,091円 c:1,254,909円 d:1,434,182円 臨時交付金充当(c)7,241,047円+(d)一般財源4,263,664円=(b)11,504,711円</p> <p>④長和町に住所を有し、現在も継続して農業を営む農業者・農業法人・組合等の経営体の内、①認定農業者であること、②地域計画に位置付けられている者若しくは町内における令和7年度の水稲作付面積が20ha以上である者を対象とする。</p>	R8.1	R8.4以降
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応需給調整対策事業	<p>①町では長和町農業再生協議会を通じて、国から米の生産調整として各農業者に対し、主食用米以外の作物への転作協力をしているが、R7年産米のJA生産者総算金は大幅な上昇となった一方で、加工用米は播種前契約であるため、高止まりする生産コストを米価に転嫁することができずに主食用米と大幅に乖離しており、生産調整に協力し、加工用米の生産に取り組んだ農業者の経営安定・支援することで、営農への影響を最小限に留め、持続可能な農業経営と地域の生産性の維持・向上を図る。</p> <p>②補助金(加工用米の播種前契約単価と主食用米との差分の内30%を支援する。)</p> <p>③対象者:6者 *農業者A 主食用米販売額5,211,522円-加工用米販売額3,704,763円=1,506,759円 ◎1,506,759円×30%=452,028円 *農業者B 主食用米販売額2,481,626円-加工用米販売額1,764,136円=717,490円 ◎717,490円×30%=215,247円 *農業者C 主食用米販売額110,044円-加工用米販売額78,228円=31,816円 ◎31,816円×30%=9,545円 *農業者D 主食用米販売額937,521円-加工用米販売額666,464円=271,057円 ◎271,057円×30%=81,317円 *農業者E 主食用米販売額1,654,417円-加工用米販売額1,176,091円=478,326円 ◎478,326円×30%=143,498円 *農業者F 主食用米販売額5,514,814円-加工用米販売額3,920,367円=1,594,447円 ◎1,594,447円×30%=478,334円 *合計 1,379,969円</p> <p>④長和町農業再生協議会(生産調整の実施主体である協議会を經由し、農業者に支払いを行うもので、生産者6者を見込んでいる。)</p>	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰に伴う水道料金軽減事業	<p>①エネルギー・食料品高騰の影響を受けた町内に住所を有する上下水道契約者全てを対象とした上下水道料金基本料金の軽減することにより、物価高騰の負担を軽減する。</p> <p>②各契約者の基本料金に充当 上水道事業会計・下水道事業会計で料金減免に要した費用を町一般会計から繰り出す。</p> <p>③対象数：契約件数5,157件のうち町内に住所を有する者の令和8年2、3月分の基本料金を減免する。</p> <p>●上水道 *口径13ミリ：3,264件×1,067円×2か月＝6,965,376円 *口径20ミリ：104件×1,067円×2か月＝221,936円 *口径25ミリ：127件×1,067円×2か月＝271,018円 *口径30ミリ：14件×5,357円×2か月＝149,996円 *口径40ミリ：16件×9,823円×2か月＝314,336円 *口径50ミリ：14件×16,577円×2か月＝464,156円 *口径75ミリ：3件×41,239円×2か月＝247,434円 ◎合計：8,634,252円</p> <p>●下水道 *2,333件×1,232円×2か月＝5,748,512円 □上下水合計：14,382,764円</p> <p>●事務費 1,326,270円 *郵送料：110円×5,157件＝567,270円 *システム改修：759,000円</p> <p>●事業費計：15,709,034円</p> <p>※加入区分について、上下水道両方加入、上水道のみ加入、下水道のみ加入している方がいるので、上水道と下水道の加入件数の合計は、契約件数と一致しない。</p> <p>④事業の対象 町内に住所を有するすべての上下水道契約者を対象とするが、使用料を公費負担している施設は対象外とする。</p>	R8.1	R8.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内事業者エネルギー高騰応援事業	<p>①物価高騰及びエネルギー価格高騰が町内すべての事業者に大きな負担となっている中、特に燃料費及び電気代の高騰は経営を圧迫している。町内事業者を応援するため応援金を給付する。(R7.3月31日基準)</p> <p>②補助金 対象事業者への補助金</p> <p>③従業員規模に応じて支援 0人～5人 210事業者×50千円＝10,500千円 6人～10人 13事業者×70千円＝910千円 11人以上 14事業者×110千円＝1,540千円 ・給付金計 12,950千円 ・事務委託料 495千円 ・合計 13,445千円</p> <p>④町内237事業者(商工会員219事業者及び会員以外含む)</p>	R8.1	R8.4以降
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	指定管理事業者燃料高騰支援事業	<p>①物価高騰及びエネルギー価格の高騰が経費を圧迫している中、町の指定管理事業者の経費がかなり厳しい状況が続いており、経費の節減を図っているが、現状の指定管理料では大変厳しい状況にある。町の指定管理施設の電気代等の一部支援を実施するため、給付事業を実施する。</p> <p>②補助金 指定管理者への補助金</p> <p>③直近の光熱・水道費の決算書に消費者物価指数の変動割合(3.5%)を乗じた金額により算出。</p> <p>*指定管理施設1：59,176,643円×割合＝2,071,183円 *指定管理施設2：1,747,957円×割合＝61,178円 *指定管理施設3：11,317,147円×割合＝396,100円 *指定管理施設4：4,649,980円×割合＝162,749円 *指定管理施設5：43,385,348円×割合＝1,518,487円 *指定管理施設6：55,979,273円×割合＝1,959,275円 *指定管理施設7：149,931円×割合＝5,247円 ◎補助額合計 6,174,219円</p> <p>④以下の(1)もしくは(2)のいずれかに該当する指定管理者 (1)町が指定管理委託料を定額で支払った事業者(指定管理者監査対象施設)で、2期連続で事業を実施している指定管理者。(5事業者) (2)町が出資し設立された民間の指定管理者。(2事業者)</p> <p>●上記指定管理施設は、住民の用に供する施設であり、地方公共団体が事務を執行するための庁舎や研究施設等は含まれていない。</p>	R8.1	R8.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	長和町病院・診療所及び社会福祉施設等エネルギー価格高騰対策支援事業	<p>①町内の医療機関及び住民福祉サービスを提供する社会福祉施設に対し、エネルギー物価高騰の支援を行う。</p> <p>②補助金 電気・灯油重油・ガスの高騰差額分を補助する。</p> <p>③過去1年間(R5.11～R6.10)(R6.11～R7.10)の光熱水費などエネルギー価格の高騰差額などを算出し、施設規模に応じたエネルギー高騰分の補助を行う。</p> <p>(1)診療所(病床なし) 8万円 × 2施設 = 16万円 (2)病院(131床) 500万円 × 1施設 = 500万円 社会福祉施設(老人、障がい者が直接利用する施設) (3)利用定員等 ・1～10人 8万円 × 1施設 = 8万円 ・11～20人 20万円 × 2施設 = 40万円 ・21～30人 30万円 × 2施設 = 60万円 ・31～40人 40万円 × 1施設 = 40万円 ・100人以上 150万円 × 1施設 = 150万円 814万円</p> <p>④医療機関 3施設 福祉施設 4施設</p>	R8.1	R8.3

